

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	2026年5月12日
【会社名】	ナラサキ産業株式会社
【英訳名】	NARASAKI SANGYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼社長執行役員 中村 克久
【本店の所在の場所】	札幌市中央区大通西七丁目3番地1 (上記は登記上の本店所在地であります。なお、実際の業務は下記の場所で行っております。)
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋箱崎町19番21号
【電話番号】	03 - 6732 - 7350
【事務連絡者氏名】	執行役員 総務人事部長 諸橋 洋一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 222,573,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ナラサキ産業株式会社 本社 (東京都中央区日本橋箱崎町19番21号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	50,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

- (注) 1 2026年5月12日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	50,700株	222,573,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	50,700株	222,573,000	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
4,390	-	100株	2026年6月4日	-	2026年6月4日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
ナラサキ産業株式会社 本社	東京都中央区日本橋箱崎町19番21号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 新橋支店	東京都港区新橋4-3-1

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
222,573,000	150,000	222,423,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途です。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額222,423,000円につきましては、払込期日以降の運転資金に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、安全性の高い当社当座預金口座にて運用及び管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要（2026年5月12日現在）

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）
本店の所在地	東京都港区赤坂一丁目8番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 安藤 裕史
資本金	10,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務
主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%

b 提出者と割当予定先との間の関係（2026年5月12日現在）

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。

（従業員持株E S O P信託の内容）

当社は、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする従業員持株E S O P信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を締結し、本信託を設定いたします。また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は共同受託者として本信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先を日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）といたします。

（1）概要

本信託は、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図る目的を有するものであります。

当社は「ナラサキ産業社員持株会」（以下「当社持株会」という。）に加入する従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、金融機関からの借入金により、当社からの第三者割当によって一括で取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

第三者割当については、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。

また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人が本信託契約の細則であるE S O P運営規程に従って定められた議決権行使の指図を書面にて受託者に提出し、共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社はその指図に従い議決権を行使します。

（参考）本制度の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託（他益信託）
信託の目的	当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2026年5月29日（予定）
信託の期間	2026年5月29日～2031年6月15日（予定）
議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使いたします。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	222,573,000円
株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得

（2）本信託から受益者に交付を行う予定の株式の総数

50,700株（下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数です。）

（3）受益者の範囲

本信託の受益者となり得る者は、信託終了時の従業員持株会の会員、信託期間中に委託者若しくは委託者のグループ会社からの定年退職又は委託者の業務命令による委託者若しくは委託者のグループ会社以外への転籍等を理由として従業員持株会を退会した者とします。ただし、連絡先等が不明等であるため受益者確定手続において受益者として確定することができなかった者は、この限りではありません。

d 割り当てようとする株式の数

50,700株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）は、本信託契約に従って、毎月、当社株式を本持株会に対し時価で売却するために保有するものです。

なお、借入金額の残高、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、本信託契約の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社、借入金によって払込みを行う旨並びに割当てを受けた株式を日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）名義にする旨を、締結予定の本信託契約及び金銭消費貸借契約によって確認しております。なお、本信託契約及び当該金銭消費貸借契約は、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、保証人である当社が保証履行する内容となっております。また、当社は、借入人に対する上記保証に対し、本信託契約に基づき借入人から保証料を受取ります。

割当予定先：日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）

借入人：従業員持株E S O P信託受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

保証人：当社

貸付人：株式会社三菱UFJ銀行

g 割当予定先の実態

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）は、本信託契約の共同受託者として、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、本持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い当社株式の議決権を行使するなどの具体的信託事務を担当いたします。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家（委託者が顧問契約を締結している者を除きます。）であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職（以下「役員等」といいます。）、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者（当社）、受託者（三菱UFJ信託銀行株式会社）が協議の上、選任するものとし、本信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士田村稔郎氏とします。

信託管理人は、本信託の信託財産に属する本件株式に係る議決権の行使（以下「議決権行使」といいます。）を行うため、本信託契約の細則であるE S O P運営規程に従って定められた議決権行使の指図を、書面にて受託者に提出するものとします。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かにつきましては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員等が日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、同社から「反社会的勢力に対する基本方針」という企業行動規範の基本方針の提示を受け、当該基本方針を確認いたしました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことにつきましては、本信託契約において確約をしております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株処分に係る取締役会決議日の前営業日（2026年5月11日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における終値である4,390円としております。当該価格を採用することにしたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、従業員持株E S O P信託が当社持株会に譲渡すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は2026年3月31日現在の発行済株式総数5,325,600株に対し2.19%（小数点第3位を四捨五入、2026年3月31日現在の総議決権個数49,935個に対する割合2.33%）となります。

なお、当該希薄化の規模の計算には、2026年5月12日に提出している臨時報告書に基づく株式付与E S O P信託が株式交付規程に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれる処分数量65,800株を含めております。

また、本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い当社従業員に交付および毎月一定日に当社持株会に対して売却が行われることから、流通市場への影響は軽微であると考えており、処分数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3	419	8.40	419	8.21
UHPartners2投資事業有限責任組合	東京都豊島区南池袋2丁目9-9	381	7.65	381	7.47
光通信KK投資事業有限責任組合	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	327	6.55	327	6.40
株式会社UHPartners3	東京都豊島区南池袋2丁目9-9	217	4.36	217	4.26
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	196	3.93	196	3.84
ナラサキ産業社員持株会	東京都中央区日本橋箱崎町19番21号	173	3.47	173	3.39
極東開発工業株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町2丁目5番11号	141	2.84	141	2.77
INTERACTIVE BROKERS LLC	One Pickwick Plaza Greenwich, Connecticut 06830 USA	129	2.59	129	2.53
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西3丁目7	123	2.47	123	2.42
住友大阪セメント株式会社	東京都港区新橋1丁目9-2	109	2.18	109	2.13
計	-	2,215	44.44	2,215	43.42

(注) 1. 2026年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。割合は小数点以下第3位を四捨五入して、表示しております。

3. 割当後の総議決権数には、2026年5月12日に提出している臨時報告書に基づく株式付与E S O P信託の自己株式処分株数65,800株を含めております。

4. 上記のほか当社保有の自己株式321,497株(2026年3月31日現在)は、割当後204,997株となります。ただし、2026年3月31日以降の単元未満株式の買取分は含んでおりません。
5. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2026年3月31日現在の総議決権数(49,935個)に本自己株式処分により増加する総議決権数(1,165個)を加えた数で除した数値です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書（第82期）及び有価証券報告書の訂正報告書（第82期）並びに半期報告書（第83期）中（以下「有価証券報告書等」と言います。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

2．臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を2025年6月30日及び2026年5月12日に北海道財務局長に提出しております。

（2025年6月30日提出臨時報告書）

1 [提出理由]

当社は、2025年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員に取締役会の議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、透明性の高い経営を実現するとともに、取締役会から取締役への権限委任により迅速な意思決定を行い、コーポレートガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する。これに伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、移行に必要な変更を行う。併せて、責任限定契約を締結できる取締役の範囲を社外取締役から取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)に拡大する旨の変更を行う。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、吉田耕二、中村克久、米谷寿明、川上公司、片貝光延、鈴木修、山本昌平、吉野高の8氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、毎原吉紀、湯尻淳也、大瀧敦子の3氏を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、大川哲也氏を選任する。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、年額4億円以内(うち社外取締役分年額400万円以内)とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額700万円以内とする。

第7号議案 取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬債権の総額は年額1億円以内、譲渡制限付株式の割当てのために発行または処分される当社の普通株式の総額は年3万株以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	39,512	99	-	99.75%	可決
第2号議案					
吉田 耕二	35,962	3,649	-	90.78%	可決
中村 克久	35,976	3,635	-	90.82%	可決
米谷 寿明	37,604	2,007	-	94.93%	可決
川上 公司	37,608	2,003	-	94.94%	可決
片貝 光延	37,600	2,011	-	94.92%	可決
鈴木 修	37,608	2,003	-	94.94%	可決
山本 昌平	37,603	2,008	-	94.93%	可決
吉野 高	37,603	2,008	-	94.93%	可決
第3号議案					
毎原 吉紀	39,506	105	-	99.73%	可決
湯尻 淳也	39,486	125	-	99.68%	可決
大瀧 敦子	39,501	110	-	99.72%	可決
第4号議案					
大川 哲也	38,124	1,487	-	96.24%	可決
第5号議案	39,323	288	-	99.27%	可決
第6号議案	39,400	211	-	99.46%	可決
第7号議案	37,992	1,619	-	95.91%	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第2号議案、第3号議案、第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第5号議案、第6号議案、第7号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を加算しておりません。

(2026年5月12日提出臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的とし、当社の従業員(以下「対象従業員」といいます。)を対象とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」(以下「本制度」といいます。)を導入すること(本制度に係る株式交付規程を制定し対象従業員へその内容を知らせること)について決議し、併せて、本制度の導入に伴い、本制度に基づいて従業員への当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」といいます。)の交付および給付(以下「交付等」といいます。)を行うために設定する信託に対する自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 銘柄 ナラサキ産業株式会社 普通株式

(2) 株式の内容

発行数 65,800株

注1：当社は、対象従業員に交付等を行うことが見込まれる当社株式を管理するため、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする株式付与E S O P信託契約(以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。)を締結し、本信託を設定します。また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、本信託に係る信託財産の保管・決済等のため共同受託に関する合意書を締結します。当社は、本取締役会において、本制度の適用開始に当たり、これらの契約を締結すること及び本自己株式処分を行うことを決議いたしました。発行数には本自己株式処分により本信託に処分する当社株式(65,800株)を記載しております。本自己株式処分の割当予定先は日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)です。

注2：本自己株式処分に係る募集事項は、以下のとおりです。

- () 募集株式の数 65,800株
- () 募集株式の払込金額 1株につき4,390円
- () 現物出資に関する事項 該当なし
- () 払込期日 2026年6月4日
- () 増加する資本金及び資本準備金 該当なし

発行価格及び資本組入額

- () 発行価格(募集株式の払込金額) 4,390円
- () 資本組入額 該当事項はありません

注1：発行価格は、本自己株式処分に係る1株あたりの金額を記載しており、2026年5月11日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値としております。

注2：本自己株式処分に係る払込金額は資本組入れされません。

発行価額の総額及び資本組入額の総額

- () 発行価額の総額 288,862,000円
- () 資本組入額の総額 該当事項はありません。

株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(3) 当該取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

本取締役会の日における対象従業員は137名

(4) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の従業員である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係
該当事項はありません。

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

対象従業員に対する当社株式等の交付等の時期

対象従業員が退職した場合、対象従業員が死亡した場合、対象従業員が国内非居住者となることが決定した場合、または本制度が廃止された場合に、当社株式等の交付等を行います。ただし、対象従業員が死亡または国内非居住者となることが決定した場合には、その時点におけるポイント数に相当する当社株式の全てを本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を行います。対象従業員が退職した場合または本制度が廃止された場合、対象従業員に対する当社株式等の交付等に係る受益権確定日が、対象従業員が株式交付規程の内容を知ることとなる日の属する事業年度に係る有価証券報告書（当該知ることとなる日が当社の事業年度開始後6か月以内の日である場合にあっては、当該事業年度に係る当社の半期報告書）の提出日より前となる場合には、正当な理由による退職または組織再編成等が行われる場合を除き、当該日より後に当社株式等の交付等を行います。

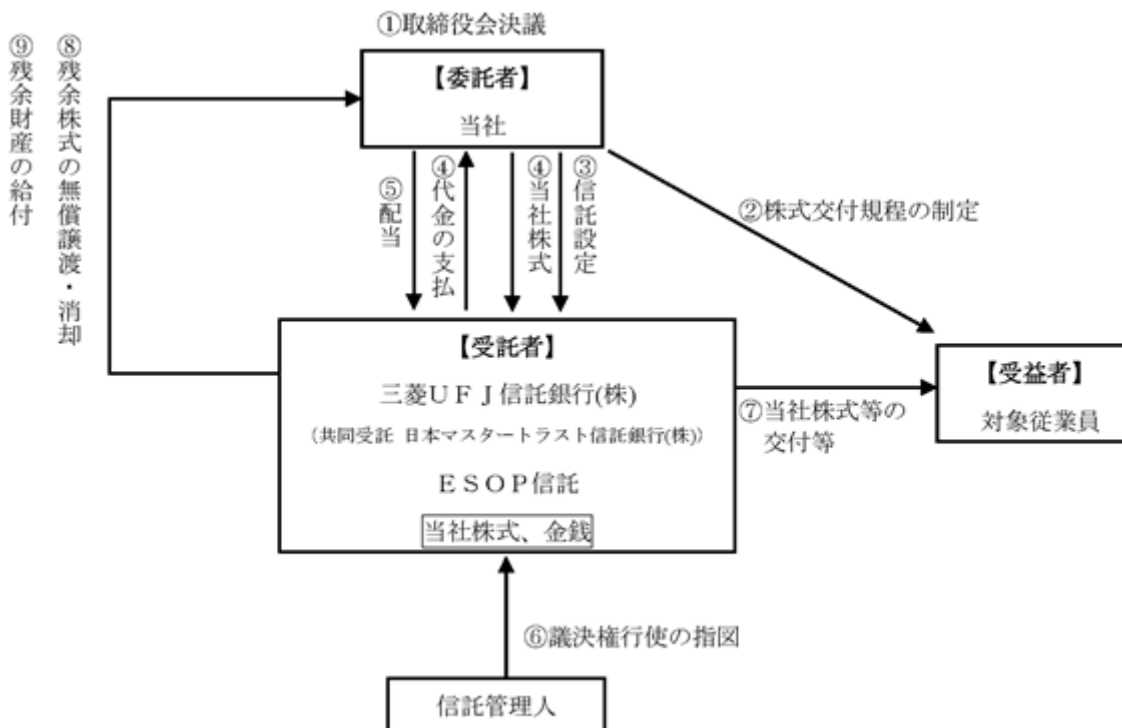
譲渡制限の内容

上記のとおり、金融商品取引法施行令第2条の12第1号に規定する譲渡制限期間満了前に、本信託から対象従業員に対して当社株式が交付されることはありません。本信託から対象従業員に交付する当社株式には譲渡制限は付しません。

失権事由

対象従業員に非違行為等があった場合には、当社株式等の交付等を行いません。

< 本信託の仕組み >



当社は、本制度の導入に関して取締役会決議等の必要な手続を行います。

当社は、本制度に関する社内規程として株式交付規程を制定します。

当社は金銭を拠出し、受益者要件を満たす対象従業員を受益者とするE S O P信託を設定します。

E S O P信託は、信託管理人の指図に従い、で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）から取得します。

E S O P信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。

信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P信託はこれに従って株主としての権利を行使します。

信託期間中、対象従業員には株式交付規程の定めに従い、所定のポイントが付与され、累積します。所定の受益者要件を満たした対象従業員に対して、原則として退職後に、累計ポイント数に応じた株数の当社株式が交付されます。なお、信託契約の定めに従い、E S O P信託内で当社株式を換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付する場合があります。

信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度と同種の株式交付制度として株式交付信託を継続利用することができます。なお、E S O P信託を継続せず終了する場合は、株主への還元策としてE S O P信託から当社へ当該残余株式を無償譲渡し、当社は取得した当社株式を消却する予定です。

信託期間の満了時に生じたE S O P信託内の当社株式にかかる配当金の残余は、E S O P信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により株式交付信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分について、利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

（注） E S O P信託は、対象従業員に対する当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了いたします。なお、当社は、E S O P信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得する可能性があります。

(6) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

対象従業員に交付等を行う当社株式は、対象従業員が、受益者要件を満たして交付等を受けるまでの間、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）において、譲渡制限が付されていない他の当社株式とは分別して管理されます。

(7) 信託を用いて当該株券等を交付する場合に係る事項

当該信託の受益権の内容

株式交付規程に基づき付与されたポイントに応じた当社株式等について、本信託から交付等を受けることができる権利です。

当該信託を用いて交付する予定の当該株券等の総数又は総額
65,800株

当該信託を用いて当該株券等を交付することができる者の範囲
対象従業員

3. 最近の業績の概要について

2026年5月12日開催の取締役会において決議された第83期連結会計年度（自2025年4月1日至2026年3月31日）に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,637	13,493
受取手形、売掛金及び契約資産	19,196	18,741
電子記録債権	3,499	4,212
商品及び製品	1,795	3,082
仕掛品	160	316
原材料及び貯蔵品	61	48
その他	1,655	2,012
貸倒引当金	4	5
流動資産合計	39,001	41,900
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	4,495	5,962
減価償却累計額	3,158	3,148
建物及び構築物（純額）	1,336	2,814
機械装置及び運搬具	7,040	7,027
減価償却累計額	5,502	5,667
機械装置及び運搬具（純額）	1,537	1,360
土地	4,527	4,499
リース資産	1,643	1,836
減価償却累計額	800	901
リース資産（純額）	843	934
その他	959	576
減価償却累計額	382	420
その他（純額）	577	156
有形固定資産合計	8,821	9,764
無形固定資産	132	96
投資その他の資産		
投資有価証券	3,952	4,609
繰延税金資産	349	263
退職給付に係る資産	2,226	4,098
その他	2,006	1,871
貸倒引当金	11	24
投資その他の資産合計	8,523	10,817
固定資産合計	17,478	20,678
資産合計	56,479	62,579

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,631	16,803
電子記録債務	6,977	6,211
短期借入金	1,200	1,200
1年内返済予定の長期借入金	179	246
リース債務	224	265
未払法人税等	509	675
賞与引当金	492	616
その他	2,099	1,788
流動負債合計	25,314	27,808
固定負債		
長期借入金	230	525
長期未払金	1,079	906
リース債務	671	723
繰延税金負債	734	1,416
特別修繕引当金	94	72
退職給付に係る負債	1,040	964
その他	613	643
固定負債合計	4,464	5,253
負債合計	29,778	33,062
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,354	2,354
資本剰余金	1,328	1,385
利益剰余金	20,496	22,127
自己株式	471	853
株主資本合計	23,708	25,013
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,447	1,885
繰延ヘッジ損益	1	2
為替換算調整勘定	145	173
退職給付に係る調整累計額	838	1,980
その他の包括利益累計額合計	2,429	4,041
非支配株主持分	562	462
純資産合計	26,700	29,517
負債純資産合計	56,479	62,579

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
売上高	112,512	120,282
売上原価	100,527	107,428
売上総利益	11,985	12,854
販売費及び一般管理費		
旅費及び交通費	443	427
貸倒引当金繰入額	7	14
従業員給料及び手当	3,345	3,481
従業員賞与	991	1,072
賞与引当金繰入額	449	564
退職給付費用	31	7
福利厚生費	950	1,033
賃借料	615	648
減価償却費	154	194
その他	1,933	2,357
販売費及び一般管理費合計	8,923	9,786
営業利益	3,062	3,068
営業外収益		
受取利息	5	12
受取配当金	113	131
持分法による投資利益	23	21
その他	49	50
営業外収益合計	191	216
営業外費用		
支払利息	45	49
債権売却損	16	18
為替差損	41	25
その他	18	21
営業外費用合計	121	114
経常利益	3,131	3,170
特別利益		
固定資産売却益	2	2
投資有価証券売却益	155	185
特別利益合計	157	188
特別損失		
固定資産処分損	8	7
減損損失	3	9
ゴルフ会員権評価損	1	-
賃貸借契約解約損	28	-
特別損失合計	41	16
税金等調整前当期純利益	3,248	3,341
法人税、住民税及び事業税	901	1,035
法人税等調整額	65	26
法人税等合計	967	1,061
当期純利益	2,281	2,280
非支配株主に帰属する当期純利益	39	37
親会社株主に帰属する当期純利益	2,241	2,242

（連結包括利益計算書）

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	2,281	2,280
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	226	451
繰延ヘッジ損益	1	4
為替換算調整勘定	53	28
退職給付に係る調整額	71	1,142
その他の包括利益合計	102	1,626
包括利益	2,178	3,906
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	2,138	3,854
非支配株主に係る包括利益	39	52

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,354	1,301	18,470	535	21,590
当期変動額					
剰余金の配当			532		532
親会社株主に帰属する当期純利益			2,241		2,241
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		27		64	91
連結範囲の変動			317		317
連結範囲の変動に伴う為替換算調整勘定の増減					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	27	2,026	64	2,117
当期末残高	2,354	1,328	20,496	471	23,708

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,674	0	-	766	2,440	528	24,560
当期変動額							
剰余金の配当							532
親会社株主に帰属する当期純利益							2,241
自己株式の取得							0
自己株式の処分							91
連結範囲の変動							317
連結範囲の変動に伴う為替換算調整勘定の増減			91		91		91
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	226	1	53	71	102	34	68
当期変動額合計	226	1	145	71	11	34	2,140
当期末残高	1,447	1	145	838	2,429	562	26,700

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,354	1,328	20,496	471	23,708
当期変動額					
剰余金の配当			611		611
親会社株主に帰属する当期純利益			2,242		2,242
自己株式の取得				481	481
自己株式の処分		40		99	139
連結範囲の変動					-
連結範囲の変動に伴う為替換算調整勘定の増減					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		15			15
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	56	1,630	382	1,304
当期末残高	2,354	1,385	22,127	853	25,013

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,447	1	145	838	2,429	562	26,700
当期変動額							
剰余金の配当							611
親会社株主に帰属する当期純利益							2,242
自己株式の取得							481
自己株式の処分							139
連結範囲の変動							-
連結範囲の変動に伴う為替換算調整勘定の増減							-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							15
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	437	4	28	1,142	1,612	100	1,511
当期変動額合計	437	4	28	1,142	1,612	100	2,816
当期末残高	1,885	2	173	1,980	4,041	462	29,517

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,248	3,341
減価償却費	670	748
長期前払費用償却額	6	197
貸倒引当金の増減額（は減少）	7	14
賞与引当金の増減額（は減少）	10	123
退職給付に係る資産負債の増減額	120	279
その他の引当金の増減額（は減少）	16	21
受取利息及び受取配当金	118	144
支払利息	45	49
持分法による投資損益（は益）	23	21
為替差損益（は益）	51	10
固定資産処分損益（は益）	5	3
投資有価証券売却損益（は益）	155	185
減損損失	3	9
賃貸借契約解約損	28	-
売上債権及び契約資産の増減額（は増加）	3,229	276
棚卸資産の増減額（は増加）	772	1,423
仕入債務の増減額（は減少）	5,903	2,406
前渡金の増減額（は増加）	160	32
契約負債の増減額（は減少）	363	191
その他	357	559
小計	839	3,832
利息及び配当金の受取額	122	146
利息の支払額	46	48
法人税等の支払額	851	882
その他	3	34
営業活動によるキャッシュ・フロー	61	3,014
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	28	632
定期預金の払戻による収入	28	28
有形固定資産の取得による支出	1,630	1,249
有形固定資産の売却による収入	9	16
長期前払費用の取得による支出	653	129
投資有価証券の取得による支出	6	7
投資有価証券の売却による収入	202	214
貸付けによる支出	3	4
貸付金の回収による収入	7	7
その他	64	21
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,139	1,736

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	50	-
長期借入れによる収入	-	600
長期借入金の返済による支出	267	238
自己株式の売却による収入	42	77
自己株式の取得による支出	0	481
配当金の支払額	527	607
非支配株主への配当金の支払額	5	6
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	130
その他	238	248
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,046	1,034
現金及び現金同等物に係る換算差額	8	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,117	243
現金及び現金同等物の期首残高	15,048	12,609
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	678	-
現金及び現金同等物の期末残高	12,609	12,852

4．自己株式の取得状況等

「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年5月12日）までの自己株式の取得等の状況は以下の通りです。

なお、2026年3月16日に北海道財務局長へ自己株券買付状況報告書を提出しておりますが、当該報告書の提出後、本有価証券届出書提出日までの間に、株主総会決議及び取締役会決議による自己株式の取得がされておらず、かつ、取得自己株式の処理状況に変化がない為、直前に提出した自己株券買付状況報告書の内容を記載しております。

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2026年2月28日現在

区部	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（2026年2月10日）での決議状況 （取得期間 2026年2月12日～2026年2月12日）	120,000		481,200,000
報告月における取得自己株式（取得日）	2月12日	120,000	481,200,000
計		120,000	481,200,000
報告月末現在の累計取得自己株式	120,000		481,200,000
自己株式取得の進捗状況（％）	100.00		100.0

（注）1．取得期間及び取得自己株式（取得日）は、約定ベースで記載しております。

2．2026年2月10日開催の取締役会において、自己株式の取得方法は東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）とすることを決議しております。

3．2026年2月10日開催の取締役会決議による自己株式取得は、2026年2月12日の取得をもって終了しました。

2 [処理状況]

該当事項はありません。

3 [保有状況]

2026年2月28日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	5,325,600
保有自己株式数	321,497

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第82期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月27日 北海道財務局長に提出
有価証券報告書の訂 正報告書	事業年度 (第82期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年7月17日 北海道財務局長に提出
半期報告書	第83期中	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月13日 北海道財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月27日

ナラサキ産業株式会社

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三島 徳朗指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 逸見 宗義

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているナラサキ産業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナラサキ産業株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ナラサキ産業株式会社の機械関連事業及び建設・エネルギー関連事業の工事物件に係る売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】(セグメント情報等)【セグメント情報】に記載のとおり、会社グループの当連結会計年度における売上高112,512百万円のうち、機械関連事業の売上高は9,189百万円、建設・エネルギー関連事業の売上高は57,917百万円である。</p> <p>機械関連事業の主な売上高は、ナラサキ産業株式会社における機械設備等の一般民需物件の販売である。また、建設・エネルギー関連事業の売上高には、ナラサキ産業株式会社における官公庁向け及び一般民需の工事物件が含まれている。</p> <p>機械関連事業及び建設・エネルギー関連事業における工事物件の収益は、主に履行義務の充足の要件である顧客の検収時点にて認識している。当該事業においては、納入から検収又は工事の完了までに顧客の仕様確認や試運転等の一定の期間を要する。また、官公庁向け及び一般民需物件の売上高は、公共工事等の完了時期の影響や政府の補助金等による顧客の設備投資計画の影響を受け、相対的に決算月に集中する傾向にあり、決算月の売上高が多額となる。したがって、決算月、特に期末日付近の売上高の期間帰属に慎重な検討が必要となる。</p> <p>以上から、当監査法人は、会社の機械関連事業及び建設・エネルギー関連事業の工事物件に係る売上高の期間帰属の適切性の検討が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、機械関連事業及び建設・エネルギー関連事業の工事物件に係る売上高の期間帰属の適切性を検討するに当たり、以下の監査手続を実施した。</p> <p>(内部統制の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械関連事業及び建設・エネルギー関連事業の工事物件に係る売上高の計上プロセスに関連する内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。 <p>(売上高の期間帰属の適切性の検討)</p> <p>機械関連事業及び建設・エネルギー関連事業の工事物件に係る売上高のうち、期末日付近に計上された重要な金額の売上高について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書等と突合することにより、売上高と契約額の整合性を確かめた。 ・物件の現場視察により、売上取引の実在性、検収又は工事完了の事実を確かめた。 ・検収書等の履行義務の充足の事実を示す証憑と売上高の計上日を突合し、売上高が適切な時期に計上されているかを確かめた。 ・納期又は工期等の契約条件に基づき、売上高が早期計上又は計上遅延となっているリスクのある取引を抽出し、担当者への質問や関連資料の閲覧により、工事等の実施状況を把握し、契約時に合意していた納期又は工期等と実際の進捗状況に異常な乖離がないかを確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ナラサキ産業株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ナラサキ産業株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月27日

ナラサキ産業株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三島 徳朗

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 逸見 宗義

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているナラサキ産業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第82期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナラサキ産業株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

機械関連事業及び建設・エネルギー関連事業の工事物件に係る売上高の期間帰属の適切性

会社は、当事業年度の損益計算書において、売上高93,091百万円を計上している。このうち、機械関連事業及び建設・エネルギー関連事業の工事物件に係る売上高は、相対的に決算月に集中する傾向にあり、決算月の売上高が多額となる。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（ナラサキ産業株式会社の機械関連事業及び建設・エネルギー関連事業の工事物件に係る売上高の期間帰属の適切性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月13日

ナラサキ産業株式会社

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 久倫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 逸見 宗義

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているナラサキ産業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナラサキ産業株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。